

ID: 111

担当部署: 町民環境課

処分の概要	身分証の交付		
例規名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則 第7条第1項		
例規番号	昭和47年規則第18号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (従業員の身分証)</p> <p>第7条 条例第12条第1項の規定により従業員身分証(以下「身分証」という。)の交付を受けようとする者は、従業員身分証交付申請書(様式第4号)を町長に提出し、一般廃棄物処理業、浄化槽清掃業従業員身分証(様式第5号)の交付を受けなければならない。</p> <p>2 前項に定める身分証の有効期間は、2年とする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日